

# 鳥居自治会規約

令和5年4月18日

**第1条 名称**

本会は鳥居自治会と称す。

**第2条 地区**

本会は、鳥居町、鷹殿町、並びに箱殿町の1部を以って組織する。

**第3条 事務所**

本会の事務所は、鳥居町1番16号鳥居自治会館内に置く。

**第4条 班編成**

本会は運営上、適宜の地区に区分し、地区を数班に区分する。

**第5条 本会の目的**

本会は会員相互の親睦と生活環境の改善、並びに合理化を図り、明るい、住み良い街の建設を目的とする。

**第6条 本会の事業**

本会は前条の目的を達成する為、次の事業を行う。

- 1 自治会会員の要望を市政に反映せしめる為、適宜の方法を以って市当局に具申する。
- 2 随時、会報を発行し、或いは座談会、講演会等を開き会員の教養の向上を図る事。
- 3 自治会所有の財産の管理、運営にあたる事。
- 4 その他、本会の目的達成に必要な事。
- 5 地域内の団体、組織活動に対し育成、援助等を行う。

各当する団体、組織は年度末に役員名簿、行事報告、会計報告を提出する。

**第7条 本会に次の役員を置く**

- 1 会長 1名
- 2 副会長 若干名
- 3 会計 2名
- 4 会計監査 2名
- 5 事務局 若干名
- 6 地区長 各地区1名
- 7 相談役(会長退任者) 若干名

**第8条 選出**

- 1 班長は各班に於いて適宜な方法により選出する。
- 2 地区長は各地区に於いて適宜な方法により選出する。
- 3 会長は、地区長会に於いて選挙又は推薦により選出する。
- 4 副会長、会計、会計監査、事務局は会長が選出する。

**第9条 役員の任期**

- 1 会長の任期は2ヵ年、但し再選は2期迄とする。
- 2 相談役の任期は2ヵ年とする。但し再選は妨げない。
- 3 地区長以上の任期は2ヵ年とする。但し再選は妨げない。
- 4 班長は各班に於いて任期を定めるものとする。
- 5 補欠により選出された役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 6 役員は任期満了後といえども後任者が決定するまでは其の任務遂行の責任を負う。

**第10条 役員の職務**

- 1 会長は本会を代表し会務を総理する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長の会務に支障が生じた場合、職務を代行する。
- 3 会計は自治会の経理を担当するとともに、総会にあっては前年度会計について報告する。
- 4 会計監査は、収支記録、金銭残高および財務の管理が適切である事に付いて監査し、役員会、総会にその結果を報告する。
- 5 事務局員は、自治会目的に沿った各種事業の円滑な展開を行い、総会に於いて前年度事業の結果について報告する。
- 6 相談役は会長の依頼により各会議に出席し、意見を述べる事が出来る。
- 7 地区長は地区内の各班を代表し、自治会の連絡事項を地区内に伝達すると共に地区内の会費を徴収し自治会会計に届ける。
- 8 班長は自治会の連絡事項を会員に伝達すると共に会費の徴収を行い地区長に届ける。

**第11条 会議 本会に次の会議を置く**

- 1 自治会総会
- 2 地区長会

- 3 定例会(地区長、各種団体代表)
- 4 役員会【会長、副会長、会計、会計監査、事務局】

## 第 12 条 会議の招集

- 1 会議は、定期総会、臨時総会とし、定期総会は毎年会計年度終了後2ヵ月以内に会長が召集し、議長はその都度選出し開催する。
- 2 臨時総会は会員の5分の3以上の請求がある場合、又は会長が必要と認めた時に召集し、議長はその都度選出し開催する。
- 3 地区長会、定例会、役員会は会長が招集し、会長が議長となる。

## 第 13 条 総会の審議事項

- 1 自治会規約の改廃。
- 2 前年度の決算の承認及び予算の議決。
- 3 その他の重要事項

総会を開くに当り会場の都合その他止むを得ざる理由の有る場合班長以上の会員の出席を以って総会に替える事が出来る、但し其の議決事項は速やかに会員に周知伝達しなければならない。

## 第 14 条 地区長会

地区長会は総会に次ぐ議決機関であって決定する事項は次の通り

- 1 規約に伴う細則の決定。
- 2 本会の運営についての諸方針を審議決定する。
- 3 会長の選出。

## 第 15 条 定例会・班長会

- 1 定例会は、執行部、地区長、各種団体代表者で構成する。
- 2 地区の班長会は、地区長が招集する。

## 第 16 条 執行部

執行部について 会長、副会長、会計、事務局は執行部を組織し本会の運営に当る。但し重要事項は総会の議決を経なければならない。

## 第 17 条 各会議の議決

- 1 各会議は構成員の2分の1以上の出席(委任状の提出で参加したものとみなす)により成立し議事は出席構成員の過半数で決定し可否同数の場合は議長が決定する。尚、やむを得ない理由のために、会議開催ができない場合で議決を必要とする場合は、あらかじめ通知された事項について書面をもって評決することができる。
- 2 本規約の改廃がある場合はその議決がなされた時点より直ちに実施される。

## 第 18 条 運営

本会の運営経費は自治会費、会館使用料、寄付金その他の収入で賄う。

## 第 19 条 本会の会計年度

本会の会計年度は毎年4月1日より始まり翌年3月31日に終わる。

## 第 20 条 本会の会計監査

本会の会計監査は毎年会計年度終了後、速やかに会計監査者によって行われ其の結果は会長並びに総会に報告しなければならない。

## 第 21 条 附則に付いて

本規約に定めるもの以外に本会の運営上、並びに業務の管理に関して必要な事項は別に定める

### 附 則 自治会費、慶弔費、その他に付いての付則

- 自治会費 昭和46年4月より毎月 150円とする  
昭和60年7月より毎月 200円とする  
平成30年4月より年会費3,600円(月割300円)とする
- 慶弔費に付いて  
会員並びに会員の同居家族の死亡時1,000円  
会員並びに会員の同居家族の婚姻時2,000円、平成30年4月より3,000円とする  
会員の子供の誕生時(1人に付き)2,000円、平成30年4月より3,000円とする  
会員の子供の小学校入学時2,000円
- 鳥居会館の管理、運営  
鳥居会館の管理、運営は会長の指示を受け会館管理委員が行う。その他に関しては、執行部に於いて其の都度、協議実施する。
  - ・ 昭和46年4月 改定施行
  - ・ 昭和60年7月 改定施行
  - ・ 平成22年5月8日 改定施行
  - ・ 平成27年4月4日 改定施行
  - ・ 平成29年4月9日 改定施行
  - ・ 令和5年4月18日 改定施行